

令和5年4月12日

## 入札依頼書

入札参加業者 様

大阪市天王寺区社会福祉協議会

天王寺区社会福祉協議会業務用自転車定期点検業務委託業者選定に係る入札を行いますので、次の要領でご参加ください。

### 記

- 1 入札案件名 天王寺区社会福祉協議会業務用自転車定期点検業務委託業者選定
- 2 見積内容 別紙「業務用自転車定期点検業務委託仕様書」のとおり
- 3 委託期間 令和5年5月1日～令和7年3月31日
- 4 応募資格
  - (1) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていないこと。  
別紙「特記仕様書」に準ずる。
  - (2) 当該競争入札参加資格に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
  - (3) 大阪府下に本店又は入札・契約締結権限を委任されている支店等がある事業者であること。
  - (4) 大阪市入札参加停止措置を受けていないこと。
  - (5) 大阪市入札等参加除外措置を受けていないこと。
  - (6) 大阪市入札参加停止措置及び大阪市入札等参加除外措置の案件に該当する行為を行っていないこと。
  - (7) その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。

5 入札参加申請等の手続き

(1) 入札参加申請について

別紙「入札参加申込書」(様式1)、「誓約書」(様式2)を令和5年4月20日(木)正午までに大阪市天王寺区社会福祉協議会まで提出してください。

資格通知は、令和5年4月20日付けで郵送します。

(2) 申請書交付場所

本会ホームページ上

6 入札方法

入札日の正午までに下記担当あて入札書(様式3)を提出してください。(郵送または持参のこと。期限までに届かない場合無効となります。)

7 入札日・場所

(1) 日 時

令和5年4月28日(金)午後2時

(2) 場 所

大阪市天王寺区社会福祉協議会 4階会議室

(3) その他

必ずしも入札に立合う必要はありません。同席される場合は担当までご連絡ください。

8 選定方法

仕様書の要件を満たしたうえで、内容を査定し入札金額が最も低い業者を落札業者とします。

9 その他

(1) 事前に現地調査が必要な場合は、担当までご連絡ください。ただし、現地調査に係る費用が発生する場合は、貴社にてご負担ください。

(2) 見積書は、仕様書「3点検整備内容」に記載されている点検・整備項目を行うにあたって1台、1回あたりの単価(消費税及び油脂等消耗品にかかる費用を含む)を記入し、提出してください。

10 問合せ先

大阪市天王寺区社会福祉協議会

(担当：坂根・大西)

大阪市天王寺区六万體5-26

TEL 06-6774-3377

FAX 06-6774-3399

## 特記仕様書

### 1. 暴力団等の排除について

(1) 契約業者が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 契約業者は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者（以下「入札等除外措置を受けている者等」という。）に、この契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。

また契約業者は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。

(3) 契約業者は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本会監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また契約業者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。

(4) 契約業者は(3)に定める報告及び届出により、本会が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(5) 契約業者及び本会は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。